

京都市告示第517号

平成18年3月24日京都市告示第541号（京都市収納代理金融機関の指定）の一部を令和2年1月1日から次のように改めます。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

「株式会社大正銀行」を「株式会社徳島大正銀行」に改めます。

(会計室)